

「慶良間地域エコツーリズム推進全体構想」の概要

（目的）

沖縄県の渡嘉敷村と座間味村からなる慶良間地域は、サンゴ礁をはじめとする海域資源を中心とする豊かな自然環境を有するとともに、年間を通して多様な海洋生物が観察できる貴重な地域。

このような自然との関わりを持ちながら生活を営んできた地域独自の文化や歴史と貴重な自然を次代に残し、持続可能な地域づくりを進めるため、両村はエコツーリズムの取組を推進。

豊かな自然環境の恩恵を受けながら適切な量の観光客を受入れ、観光振興と自然保全活動の両立を図り、地域の生活や経済を維持し発展させることを目的に「慶良間地域エコツーリズム推進全体構想」を作成。

（エコツーリズム推進法との関係）

- 本全体構想は、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）（以下「法」という。）第5条第1項の規定により設置された「渡嘉敷村エコツーリズム推進協議会」及び「座間味村エコツーリズム推進協議会」により、法第5条第3項の規定に基づき作成。
- 本全体構想は、政府が定める「エコツーリズム推進基本方針」（平成20年6月閣議決定）に即して作成。
- 本全体構想は、法第6条に基づき主務大臣により認定されたもの。

（概要）

■ エコツーリズムを推進する地域

渡嘉敷村と座間味村の陸域及び海域を設定。当該地域は渡嘉敷村と座間味村の2つの行政区域に分かれているが、生活文化が共通しているほか、両村ともスキューバダイビング等の海域を利用した観光が主要産業であり、両村は慶良間地域の海域を共有。

一方で、これらの海域は過剰利用が懸念されており、サンゴ礁等への環境負荷が高い地域。

■ エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地

- 主な自然観光資源
 - ・「慶良間のサンゴ礁」などの動植物の生息地・生育地
 - ・「阿波連ビーチ」「阿真ビーチ」等

■ エコツーリズムの実施の方法

- ルール
 - 慶良間地域エコツーリズムガイドライン（以下「ガイドライン」）を策定し、訪問客、住民、事業者向けにそれぞれルールを設定。
- 主なプログラム スキューバダイビング等。
- モニタリング及び評価
 - 環境省の「モニタリングサイト1000」の調査結果と利用者数の変化などの情報を照合するなどして実施。

■ 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置

- 特定自然観光資源の指定

- ・サンゴ群集はダイビング等による利用が過剰になると損なわれる恐れがある自然観光資源であるため、サンゴ群集の分布域（慶良間のサンゴ礁）を特定自然観光資源として渡嘉敷村長及び座間味村長が指定。
 - ・スキューバダイビングの利用の中心であり、主なサンゴ群集の分布域である水深 30m 以浅の海域が対象。
- 立入の適正化による利用調整
- ・特定自然観光資源に指定するサンゴ群集等を保全するために、立入人数の適正化を図り、過剰利用を防止。
 - ・事故や災害などの非常時に必要な応急措置を行うため立ち入る場合や、漁業を営むための立入り等については対象外。
- 立入り承認基準
- 渡嘉敷村長、座間味村長は、特定自然観光資源が適切に保全されるように、立入り承認をする際の基準を設定。
- 特定自然観光資源の保護・育成の方法
- ・慶良間サンゴ礁保全利用部会（以下「利用部会」）を設置し、慶良間地域のサンゴ群集を保全するために必要な事業を実施。
 - ・利用部会にはダイビング事業者や観光事業者など、サンゴ礁を利用する主体に参加を要請。
 - ・特定自然観光資源の所在する区域の境界を表示するとともに、港などの多くの観光者が訪れる場所に看板などを設置し取組を広く周知。

■ 推進協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担

- 渡嘉敷村エコツーリズム推進協議会及び座間味村エコツーリズム推進協議会ともに地元行政、地元住民、地元関係機関、関係行政機関等から構成されており、両協議会は互いに連携。
- 両協議会においては関係者間の情報共有を図るとともに、外部に対しても積極的に情報を公開。

■ その他エコツーリズムの推進に必要な事項

- 当該地域に係る関係法令や各種計画と調整を図る。
- エコツアーが地域住民の生活や伝統文化に悪影響を及ぼすことのないように配慮。
- 全体構想は概ね 5 年ごとに見直しを行うこととするが、モニタリングの結果やエコツーリズムの取組状況を勘案し、必要に応じて随時全体構想の見直しを検討。